

善 監 委 第 3 0 号

平成30年8月23日

善通寺市長 平 岡 政 典 様

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

平成29年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、平成30年8月3日付け30善市第1859号で審査に付された標題の件について、別紙のとおり意見を提出する。

平成29年度善通寺市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年8月6日から8月10日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から提出された善通寺市特別会計下水道、善通寺市特別会計農業集落排水、善通寺市特別会計太陽光発電及び善通寺市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果及び意見

(1) 結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名		平成29年度 資金不足比率	経営健全化基準
法適用	善通寺市水道事業会計	－ (-209.7)	20.0
法非適用	善通寺市特別会計下水道	－ (-4.2)	20.0
	善通寺市特別会計農業集落排水	－ (-13.4)	20.0
	善通寺市特別会計太陽光発電	－ (-1.3)	20.0

※ 資金不足額がない場合は、資金不足比率を「－」と表示している。

(2) 意見

善通寺市水道事業会計，善通寺市特別会計の下水道，農業集落排水及び太陽光発電の全ての事業について資金不足が発生していないので，特に指摘すべき事項はない。

今後も，適正な財政運営に取り組まれない。

資料 資金不足比率の状況

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較し、経営状況の深刻度を示すものである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金不足比率は、0（ゼロ）及び－（負の値）表示は資金不足が生じていない財政状況を示す。

① 善通寺市水道事業会計の資金不足比率について

$$\frac{-1,243,091 \text{ 千円}}{592,798 \text{ 千円}} \times 100 = -209.7\%$$

善通寺市水道事業会計の資金不足比率は、流動負債から流動資産を差し引いたものの事業の規模に対する割合で表される。流動比率は703.0%で、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。

② 善通寺市特別会計下水道の資金不足比率について

$$\frac{-14,014 \text{ 千円}}{333,484 \text{ 千円}} \times 100 = -4.2\%$$

善通寺市特別会計下水道の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は1,401万4千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。

③ 善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率について

$$\frac{-841 \text{ 千円}}{6,274 \text{ 千円}} \times 100 = -13.4\%$$

善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は84万1千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。

④ 善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率について

$$\frac{-1,579 \text{ 千円}}{125,980 \text{ 千円}} \times 100 = -1.3\%$$

善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は157万9千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。